

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条の規定に基づき、監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果を別冊のとおり公表する。

平成二十八年三月十七日

同	同	同	広島県監査委員
赤	高	児	中
木	橋	玉	原
稔	義		好
明	則	浩	治